

令和元年（2019年）5月22日

生徒の皆さん
保護者各位

長野県長野高等学校
校長 宮本 隆

生徒に対する「わいせつ行為」の根絶に係る校内ルールについて

長野県の県立学校（高等学校や特別支援学校）で、残念ながら生徒に対する「わいせつ行為」により教員が懲戒処分（免職）されるという事案が発生しています。教育活動は、学校・教職員と生徒・保護者あるいは関係者間による信頼関係の上に成り立つため、このような不適切行為の根絶を図る必要があることは言うまでもありません。

このような行為は、教員と生徒が保護者も知らない中で、他の教職員の目の届かない場所で、繰り返し相談・面談等を行っていたことが一因とされています。たとえ「わいせつ行為（性的行為）」が両性の合意の上であっても、教員と生徒の関係性においては、不適切な行為と言わざるをえません。

つきましては、下記の校内ルールを定めましたので、本来の教育活動を阻害しないように教職員も留意いたしますが、ご協力よろしく願いいたします。

記

- 1 教員と生徒は、他の誰も知りえない状態で、相談や面談を行わない。

具体的には以下のように対応する

- (1) 教員と生徒は、教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならないように心掛け、相談等ではドアを開放したり複数で相談に応じたり、複数の職員がいる状態で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (3) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (4) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (5) 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。

- 2 わいせつ行為が疑われるときはもとより、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。（相談窓口については本校HPの「学校長からの連絡」を参照してください。）